

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>児童扶養手当に関する事務</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当に関する事務。</p> <p>【概要】 認定請求者(受給資格者)から提出される認定請求書、額改定請求書、資格喪失届、現況届等の各種届に基づく、受給資格の認定、変更、喪失及び児童扶養手当の支給・児童扶養手当証書に関する業務。</p> <p>【事務処理】</p> <p>①認定請求 認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。</p> <p>②額改定請求 額改定請求書に基づき、支給要件対象となった児童の認定を行い、手当額を増額する。</p> <p>③額改定届 額改定届に基づき、支給要件対象外となった児童の手当額を減額する。</p> <p>④受給者死亡届、未支払児童扶養手当請求書 受給者死亡届に基づき、資格喪失の処理を行い、未支払児童扶養手当請求書に基づき、未支払分の児童扶養手当を受給者が監護していた対象児童に支払う。</p> <p>⑤支給停止関係(発生・消滅・変更)届 支給停止関係届に基づき、手当額の発生、停止処理を行う。所得更正に基づく変更処理は、支給区分(全部支給⇔一部支給、全部支給⇔支給停止、一部支給⇔一部支給、一部支給⇔支給停止)の変更を行う。</p> <p>⑥現況届 現況届に基づき、年度更新を行う。</p> <p>⑦一部支給停止適用除外事由届出書 児童扶養手当の支給開始日・支給要件に該当したときから5年等が経過した場合で届出がないときは手当額を最大で1/2に減額する。届出があった場合は当該一部支給停止を除外する。</p> <p>⑧年齢到達 18歳到達(一定の障害がある場合は20歳到達)処理を行い、額改定又は喪失処理を行う。</p> <p>⑨資格喪失届 資格喪失届に基づき、資格の喪失処理を行う。</p> <p>⑩対象児童諸変更届 対象児童諸変更届に基づき、対象児童の氏名や住所が変更となった場合に変更内容を受給者資格者台帳に記録する。</p> <p>⑪公的年金給付等受給状況届 公的年金給付等受給状況届に基づき、手当額を改定する。</p> <p>⑫児童扶養手当所得状況届 児童扶養手当所得状況届に基づき、年度更新を行う。</p> <p>⑬その他の届出 住所変更届に基づき、氏名・住所の異動の確認及び変更を行う。 口座振替変更届に基づき、振替(支給)口座の変更を行う。 氏名変更届に基づき、受給者氏名の変更を行う。</p> <p>⑭各種届出に基づく通知書送付 ①～⑨、⑪～⑬、⑰に伴う各処分の通知書送付を行う。</p> <p>⑮住民異動に伴う案内送付 受給者、対象児童等の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、喪失等の提出案内の送付を行う。</p> <p>⑯返還金請求、督促及び催告 資格喪失(遡りの喪失等)により返還金が発生した者に返還金請求、督促、催告等の債権管理を行う。</p> <p>⑰児童扶養手当証書発行 児童扶養手当の支給対象者(全部支給者、一部支給者で支給停止者は除く。)に児童扶養手当証書を発行する。紛失した場合は、亡失・再交付届に基づき、再交付を行う。</p> <p>⑱財務会計処理及び統計に係る事務 定時(1月・3月・5月・7月・9月・11月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 返還金の収納等を行う。 厚生労働省への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。</p>
②事務の概要	
③システムの名称	<p>児童扶養手当システム(児童総合福祉システム)、宛名システム(児童総合福祉システム)、番号管理連携システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の57の項 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-3316

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ⑪その他の届出 住所変更届に基づき、氏名・住所の異動の確認及び変更を行う。 口座振替変更届に基づき、振替(支給)口座の変更を行う。 氏名変更届に基づき、受給者氏名の変更を行う。 ⑫各種届出に基づく通知書送付 ①～⑨、⑮に伴う各処分のお知らせ送付を行う。 ⑬住民異動に伴う案内送付 受給者、対象児童等の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、喪失等の提出案内の送付を行う。 ⑭返還金請求、督促及び催告 資格喪失(遡りの喪失等)により返還金が発生した者に返還金請求、督促、催告等の債権管理を行う。 ⑮児童扶養手当証書発行 児童扶養手当の支給対象者(全部支給者、一部支給者で支給停止者は除く。)に児童扶養手当証書を発行する。紛失した場合は、亡失・再交付届に基づき、再交付を行う。 ⑯財務会計処理及び統計に係る事務 定時(4月・8月・12月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 返還金の収納等を行う。 厚生労働省への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。	(略) ⑪公的年金給付等受給状況届 公的年金給付等受給状況届に基づき、手当額を改定する。 ⑫児童扶養手当所得状況届 児童扶養手当所得状況届に基づき、年度更新を行う。 ⑬その他の届出 住所変更届に基づき、氏名・住所の異動の確認及び変更を行う。 口座振替変更届に基づき、振替(支給)口座の変更を行う。 氏名変更届に基づき、受給者氏名の変更を行う。 ⑭各種届出に基づく通知書送付 ①～⑨、⑪～⑬に伴う各処分のお知らせ送付を行う。 ⑮住民異動に伴う案内送付 受給者、対象児童等の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、喪失等の提出案内の送付を行う。 ⑯返還金請求、督促及び催告 資格喪失(遡りの喪失等)により返還金が発生した者に返還金請求、督促、催告等の債権管理を行う。 ⑰児童扶養手当証書発行 児童扶養手当の支給対象者(全部支給者、一部支給者で支給停止者は除く。)に児童扶養手当証書を発行する。紛失した場合は、亡失・再交付届に基づき、再交付を行う。 ⑱財務会計処理及び統計に係る事務 定時(1月・3月・5月・7月・9月・11月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。返還金の収納等を行う。 厚生労働省への統計報告や予算・決算等のため、各種集計を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の13の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第10条の3 (2)・番号法別表第二の16の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条第1号又、同条第2号チ、同条第4号又、同条第5号(同条第1号又)、同条第6号チ、同条第8号ル (3)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号ル、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (4)番号法別表第二の30の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。) (5)番号法別表第二の47の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未規定。) (6)・番号法別表第二の64の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第35条第2号 (7)・番号法別表第二の65の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第36条第1号ロ、同条第2号ロ (8)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号ル、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (9)・番号法別表第二の116の項 ・第59条の2第1号又、同条第2号(同条第1号又)、同条第3号(同条第1号又)、同条第4号(同条第1号又)、同条第5号(同条第1号又)	(船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の13の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第10条の3 (2)・番号法別表第二の16の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号又、同条第5号(同条第1号ル)、同条第6号リ、同条第8号ル (3)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号ル、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (4)番号法別表第二の30の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。) (5)番号法別表第二の47の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未規定。) (6)・番号法別表第二の64の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第35条第2号 (7)・番号法別表第二の65の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第36条第1号ロ、同条第2号ロ (8)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号ル、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (9)・番号法別表第二の106の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第53条第1号ト (10)・番号法別表第二の116の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2第1号又、同条第2号(同条第1号又)、同条第3号(同条第1号又)、同条第4号(同条第1号又)、同条第5号(同条第1号又)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) (略) (10)・番号法別表第二の116の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2第1号又、同条第2号(同条第1号又)、同条第3号(同条第1号又)、同条第4号(同条第1号又)、同条第5号(同条第1号又)	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) (略) (10)・番号法別表第二の116の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2の2第1号又、同条第2号(同条第1号又)、同条第3号(同条第1号又)、同条第4号(同条第1号又)、同条第5号(同条第1号又)	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の37の項	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第31条	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の57の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 上欄の続き	(船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)・番号法別表第二の13の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第10条の3 (2)・番号法別表第二の16の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第5号(同条第1号ル)、同条第6号リ、同条第8号ル (3)・番号法別表第二の26の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第19条第1号ル、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (4)番号法別表第二の30の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布。) (5)番号法別表第二の47の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未規定。) (6)・番号法別表第二の64の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第35条第2号 (7)・番号法別表第二の65の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第36条第1号ロ、同条第2号ロ (8)・番号法別表第二の87の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第44条第1号ル、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号 (9)・番号法別表第二の106の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第53条第1号ト (10)・番号法別表第二の116の項 ・平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2の2第1号ヌ、同条第2号(同条第1号ヌ)、同条第3号(同条第1号ヌ)、同条第4号(同条第1号ヌ)、同条第5号(同条第1号ヌ)	(船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課	事後	
令和6年3月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-3316	船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-3316	事後	